

催します。また、伊賀上野城・築城400年を迎え、秋には築城400年記念事業として「高虎サミット」などを予定しており、秋の行楽シーズンの誘客促進につなげたいと考えています。

自然景観、祭りなど有形・無形の財産や、地域で独自に培われた風土と生活文化などを観光資源として、市内外の多くの人々との交流を促進することにより、地域に新しい賑わいを作り出せるものと考えています。市民の皆さんとともに、新たな交流人口を創出し、観光振興により他産業への波及効果を拡大し、市民生活を豊かなものにするため、今後とも積極的に「地域おこし」、「まちおこし」に取り組みます。

第5 「交流基盤」

「市内外を移動しやすいまちづくり」、「多文化が共生するまちづくり」など5つの政策があります。

◇「伊賀市交通計画」

バス・鉄道の交通体系の構築を目的とした今年度からの新たな4年間の計画を策定し、都市交通体系整備の基本理念である「地域が造り、育む、地域に根差した持続可能な交通体系」とその実現に向けた重点施策を中心に、公共交通を必要とする人のニーズに対応することを考え取り組みます。

関西本線の電化促進では、沿線市町村、関係団体との連携を強化し、利用促進につながる事業の展開を進めています。

くとともに、J R西日本やJ R東海に對しては、電化促進のほか、接続改善など利便性向上のための要望活動を引き続き実施します。また、県に對しても、全国的にも電化の整備が極端に遅れている県として、主体的な取り組みを強く要望します。

伊賀鉄道伊賀線は、市の公共交通の中軸的な機能を有し、特に通勤、通学の交通手段として重要な役割のある生活路線であり、バス交通と一体となつた公共交通ネットワークを形成する上で必要不可欠な路線です。利用促進に向けてさらなる取り組みを進めます。

◇道路関係

地域間の交流や連携を促進する名阪国道のインター改良整備、南北軸の地域高規格道路「名神名阪連絡道路」の早期具体化や、国道368号の4車線化整備、国道422号三田坂バイパスなど、国・県道の整備促進についても関係機関に働きかけます。

第6 「くみ」

「だれもが輝くまちをつくる地域内分権のしくみ」など8つの政策があります。

◇「伊賀市総合計画」

少子高齢化、高度情報化、国際化、環境問題の深刻化、産業構造の高度化など、大きく変化する社会情勢から、

地方分権の進展や厳しい財政状況を踏まえ、自立した新しい「伊賀市」の創造と、地域の特性を活かした個性あふ

れ、魅力ある地域の形成をめざし、平成18年に「伊賀市総合計画」を策定しました。これは、基本的な政策を示した市政運営の指針となる平成27年度までの10カ年の基本構想と、まちづくりを進めるための基本方針となる5カ年の前期基本計画で構成されています。

昨年度で前期基本計画の計画期間が満了し、今年度から平成27年度までの5カ年の後期基本計画については、基本構想に掲げる市の将来像を実現する上で根幹となる施策・事業を構想に従い、前期基本計画の実行状況や現在の社会状況、国の施策の動向などを踏まえて策定しました。

◇自治組織のあり方

自治組織のあり方検討委員会から報告を受けた「伊賀市の自治組織の見直しに関する報告書」に基づいた実施施策について各地域で説明会を開催し、今年度から「地域の行政窓口一本化」と「地域包括交付金制度」をスタートします。

地域への支援としては、「伊賀市自治基本条例」の基本理念である補完性の原則に基づき、市民や地域が自らの責任のもと継続した活動が行えるよう、行政職員の意識改革のもと横断的な支援体制を構築するとともに、地域担当職員を配置して地域支援の強化を図ります。

また、市民と住民自治協議会や行政情報の公開・共有化に積極的に取り組む、住民自治協議会や公益的な活動

を行う市民活動団体、行政などが連携協力したまちづくりを進めます。

◇協働のしくみづくり

「伊賀市総合計画」における施策として、「市における協働に対する基本的な考えについて、市民と行政との認識を共有し、協働によるまちづくりの一層の進展を図るため、協働の基本原則（ルール）づくりに取組む」としており、自治基本条例においても自治の基本原則の中で、協働について位置付けています。これにおいても、自治組織のあり方の一定の方針が決まり、また、自治基本条例の改正後には、福祉部署の地域福祉計画推進委員会から提言のありました「伊賀市協働推進指針」を参考に、市全体としてふさわしい基本方針の検討を進めます。

◇行財政改革

2月に「行財政改革推進委員会」から、第2次行財政改革大綱の策定に関する答申をいただきました。この最終答申に基づき、「市民の満足度の向上」を目標として継承し、今までの取り組みから優先度の高い「持続可能な財政構造の確立」、「行政の事務事業領域の再構築」、「時代に対応できる人や組織の育成」、「市民への説明責任の確保と実行」、「市民と行政の協働」という5項目を重点事項として、また、公共施設の統廃合や健全な財政運営の推進などを具体的に掲げ、引き続き行財政改革を推進するため第2次行財政改革大綱を策定しました。